

減免が受けられる方の範囲

障害の区分	障害の級別	
	身体障害者が自ら運転する場合における身体障害者の級別	身体障害者と生計を一にする者及び常時介護する者が運転する場合における身体障害者の級別
視覚障害	1級～3級までの各級及び4級の1	1級～3級までの各級及び4級の1
聴覚障害	2級及び3級	2級及び3級
平衡機能障害	3級	3級
音声機能障害	3級(咽頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。)	
上肢不自由	1級及び2級	1級、2級の1及び2級の2
下肢不自由	1級～6級までの各級	1級～3級までの各級
体幹不自由	1級～3級までの各級及び5級	1級～3級までの各級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障 上肢機能 移動機能	1級及び2級 1級～6級までの各級	1級及び2級(一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。) 1級～3級までの各級
心臓機能障害	1級及び3級	1級及び3級
じん臓機能障害		
呼吸器機能障害		
ぼうこう機能障害		
直腸・小腸機能障害		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障 害	1級～3級までの各級	1級～3級までの各級
肝臓機能障害		
療育手帳(知的障害者)	重度(A)	
精神障害者保健福祉手帳(精神障害者)	1級	

- 注1 減免制度において「身体障害者等」とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている方をいいます。
- 2 「身体障害者等と生計を一にする方」とは、身体障害者等と日常生活の資を共通にしている同居の親族の方をいいます。
- 3 「身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等を常時介護する方」とは、身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等が所有する自動車をもっぱら当該身体障害者等の通勤・通学等のために、継続して(1年以上)日常的に(週3日程度以上)運転する方であって、福祉事務所長の確認を受けた方をいいます。
- 4 複数の障害ある場合でも、原則として個々の障害の等級により判断されます。

減免が受けられる車両の名義および使用状況に関する要件

運転者	減免が受けられる車両
身体障害者等本人(本人運転)	障害者ご本人名義の原動機付自転車、二輪の軽自動車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車であって当該障害者の方が使用する車両 障害者ご本人名義の軽自動車※1で、当該障害者の方が使用する軽自動車
生計を一にする方(生計同一者運転)※2 又は 常時介護する方(常時介護者運転)※3	障害者ご本人名義の軽自動車※1で、もっぱら当該障害者の方の通学、通院、通所、通勤(生業)のために使用される軽自動車 (ただし、18歳未満の身体障害者※4、)精神障害者又は知的障害者の方の場合、生計同一者名義の軽自動車であっても可)

- ※1 「障害者ご本人名義の軽自動車」とは、自動車検査証等の所有者、使用者欄に障害者の方本人の氏名が記載されている軽自動車です。ただし、割賦販売契約による所有権留保付自動車の場合は、自動車検査証等の使用者欄に障害者ご本人の氏名が記載されている軽自動車です。
- ※2 「生計同一者運転」とは、身体障害者等と生計を一にする方が、もっぱら身体障害者等のために継続的に運転する軽自動車をいいます。

○生計同一者運転の場合の身体障害者等の通院等回数基準について

週1回以上又は月4回以上通院等に使用していることを目安とします。 ・この基準を満たさない場合でも、申請自動車をもっぱら身体障害者等のために継続的に使用されていると判断できる場合は、減免できるものとします。 ・この基準を満たしていても生計同一者の方が日常的に使用(通勤・通学等)しているときは認められません。

- ※3 「常時介護者運転」とは、身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等を常時介護する方が、もっぱら身体障害者等のために継続して(1年以上)日常的に(週3日程度以上)運転する軽自動車をいいます。

- ・「もっばら」とは、7割程度身体障害者等のために（身体障害者等が同乗して）使用していることをいいます。
- ・「身体障害者等のみで構成される世帯」とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳を交付され、その障害の程度が上のページの「減免が受けられる方の範囲」欄に記載された一定の級の方のみで構成される世帯をいいます。

※4 18歳未満の身体障害者の方で軽自動車の名義が同一生計者となっている方については、身体障害者の方が満18歳になった時点で、軽自動車の登録を身体障害者本人名義に変更していただく必要があります。

【注意】

- 減免を受けられる軽自動車は、自動車検査証等に「自家用」と記載されているものであり、**身体障害者等一人につき一台**に限ります。
既に減免を受けている方が、新たに軽自動車又は自動車で減免を受けようとする場合は、既に減免を受けている軽自動車又は自動車を抹消登録又は移転登録する必要があります。（「一人一台の原則」）
- 他の都道府県ナンバー、自動車検査証等に「事業用」と記載されている軽自動車、法人名義及びリースの軽自動車は減免が受けられません。
- 生計同一者運転、常時介護者運転の場合については、車種等が身体障害者等のための利用に適したものに限りします。

○次のような場合は減免が適用されません。

本人運転	<ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者等以外の方が日常的に使用する場合（家族や知人が自分の通勤、通学その他日常生活に使用しているなど） ●長期にわたる入院等のために身体障害者等本人が軽自動車を使用しない場合 ●軽自動車の実際の保管場所が身体障害者等の居宅及びその周辺でない場合
生計同一者運転 常時介護者運転	<ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者等が同乗しない使用形態が日常であるもの ○身体障害者等の通院等に利用する一方で、家族等が自分の通勤、通学その他日常生活に使用しているなど ●身体障害者等の長期にわたる入院等のため、身体障害者等のために軽自動車を使用しない場合 ○入院、入所又は入寮先からの通院等は減免の適用がありません。 ●軽自動車の実際の保管場所が身体障害者等の居宅及びその周辺でない場合 ●運転者（申請時に届出が必要）が同居していない場合 [生計同一者運転]

申請に必要な書類

身体障害者等本人が運転する場合 ㉞	身体障害者等と生計を一にする方が運転する場合 ㉟	身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等を常時介護する方が運転する場合 ㊱
<ul style="list-style-type: none"> ○減免申請書 ※1 ○手帳（原本） ○運転免許証（両面・写し可） 	<ul style="list-style-type: none"> ○減免申請書 ※1 ○手帳（原本） ○運転免許証（両面・写し可） ○生計同一証明書 ※2※3 （発行される場所は下表のとおりです。） ・通学、通院、通所、通勤等の証明書等 ・短期的な風邪治療等のための通院は、該当しません。 	<ul style="list-style-type: none"> ○減免申請書 ※1 ○手帳（原本） ○運転免許証（原本） ○常時介護証明書 ※3 （発行される場所は、下表のとおりです。）
<ul style="list-style-type: none"> ○すでに自動車を所有している場合・・・・・・・・・・自動車検査証又は自動車検査証記録事項（どちらも写し可）※4 ○すでに減免を受けている自動車を乗り換える場合・・・前者について抹消登録又は移転登録したことを証明する自動車検査証等（写し可） 		

- ※1 市民税課に備えています。または、和歌山市ホームページからでもダウンロードできます。
- ※2 生計同一証明書のかわりに住民票でも構いません。この場合、身体障害者等と運転者が同居していることを証明する住民票（両者が記載されているもの [世帯全員・続柄記載のもの]）を添付してください。なお、二世帯住宅で世帯が別の場合は、身体障害者等の世帯と運転者の世帯の2通を添付してください。
- ※3 申請予定日より概ね1か月以内に発行されたもの。
- ※4 電子車検証の交付を受けた方は、同時に交付される自動車検査証記録事項（写し可）を必ず持参してください。

生計同一証明書、常時介護証明書の発行担当課

対象者	証明発行課	電話番号
身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方	福祉局 社会福祉部 障害者支援課	073-435-1060
戦傷病者手帳をお持ちの方	福祉局 社会福祉部 高齢者・地域福祉課	073-435-1063
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	健康局 健康推進部 保健対策課	073-488-5163

※発行にあたって必要な書類は、発行担当課にお問い合わせください。

減免申請の期限

例年、納期限（5月31日※）までに申請されたものが当該年度から減免が適用されます。納期限以降に減免申請されたものは、次年度からの適用となります。一度、減免申請されると次年度以降、手続きは必要ありません。ただし、次のいずれかに該当する場合は、減免取消手続きが必要です。 ※5月31日が閉庁日の場合は、翌開庁日が納期限となります。

- ・減免を受けていた車両を廃車または名義変更した場合
- ・減免を受けていた軽自動車から別の軽自動車または普通自動車に乗り換えた場合
- ・障害者手帳の等級が変更になり、減免の要件を満たさなくなった
- ・減免申請当時18歳未満だった障害者が18歳に到達した。

構造減免

車両の構造が専ら身体障害者等の利用に供するための軽自動車は、申請により減免が受けられます。

1 減免を受ける要件

車両の構造が自動車検査証等の「車体の形状」欄に「車いす移動車」「身体障害者輸送車」「入浴車」など福祉車両と分かる記載があるもの。

2 申請に必要なもの

- ・減免申請書
- ・自動車検査証の写し

3 減免申請の期限

例年、納期限（5月31日※）までに申請されたものが当該年度から減免が適用されます。納期限以降に減免申請されたものは、次年度からの適用となります。一度、減免申請されると次年度以降、手続きは必要ありません。ただし、次のいずれかに該当する場合は、減免取消手続きが必要です。

- ・減免を受けていた車両を廃車または名義変更した場合
- ・減免を受けていた軽自動車から別の軽自動車または普通自動車に乗り換えた場合

※5月31日が閉庁日の場合は、翌開庁日が納期限となります。

社会福祉事業者に対する減免について

1 減免を受ける要件

社会福祉事業を行う事業者が直接その本来の事業を行うために使用する軽自動車等は、申請により減免を受けられます。

リース車両については、社会福祉事業のために使用していても「リース会社がリース事業を行うための車両」とみなされるため、減免の対象にはなりません。

2 申請に必要なもの

- ・減免申請書
- ・自動車検査証の写し
- ・指定通知書の写し

問い合わせ先

市民税課 軽自動車税班

電話番号：073-435-1035